

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 上砂川町の人口構造及び産業構造

上砂川町の人口は、昭和25年に国勢調査最大人口31,406人を擁したが、その後年々減少を続け、炭鉱合理化が始まった昭和40年、50年代には年間で約8,000人の人口が減少し、現在の人口はピーク時と比較すると約12分の1まで減少するとともに、10年前の人口と比較しても約3割の人口が減少している（H25.3末：3,747人→R5.3末：2,551人（△31.92%）住民基本台帳）。

人口の減少とともに少子高齢化が進展し、高齢化率は28.4%（平成7年国勢調査）から51.3%（令和2年国勢調査）と今もなお上昇する一方で、町の将来を支える生産年齢人口は6割以上が減少（H7：3,563人→R2：1,201人（△66.3%）国勢調査）し、人口減少の進行に少子化、若者・子育て世代の流出が拍車をかけ、さらなる人口減少を招く縮小スパイラルの状況に陥っている。

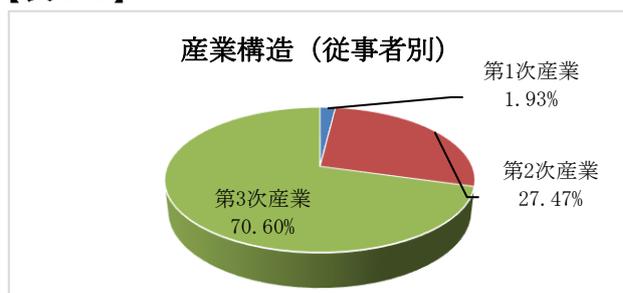
上砂川町は北海道の2大都市札幌市と旭川市の間に位置する空知管内のほぼ中央に位置し、町の北部を貫流するパンケ歌志内川沿いに集落が形成され、総面積が39.98km²と北海道で一番行政面積が狭く、そのうち9割が山林であるが第1次産業である農業や林業を営む者が皆無であり北海道では珍しい町である。

産業構造を従事者別でみると、第3次産業（サービス業その他）が70.60%と最も高く、次いで第2次産業（建設業、製造業）が27.47%、第1次産業（農林漁業）が1.93%となっている（令和2年国勢調査）。表1-1、1-2

【表1-2】

【表1-1】上砂川町民の産業構造(従事者)

	従事者数	割合
第1次産業	20	1.93%
第2次産業	284	27.47%
第3次産業	730	70.60%



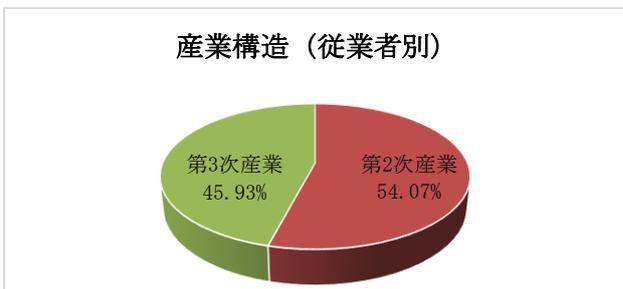
上砂川町内で操業する事業所の従業者数については、第2次産業（建設業、製造業）が54.07%と最も高く、次いで第3次産業（サービス業その他）が45.93%となっている（RESAS）。

表2-1、2-2

【表2-2】

【表2-1】上砂川町の産業構造(従業者)

	従業者数	割合
第1次産業	-	-
第2次産業	432	54.07%
第3次産業	367	45.93%
計	799	100.00%

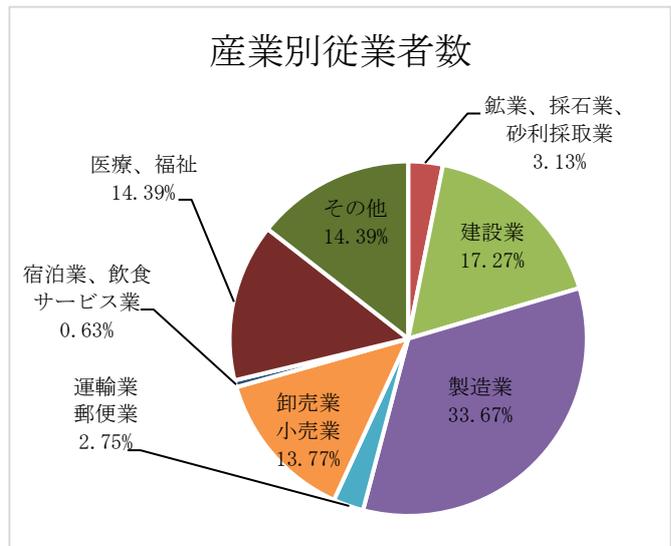


さらに詳しく産業別従業者数を見ると、製造業の従業者が全体の3割を超え、建設業と合わせると半分以上を占める割合となる(RESAS)。表2-3、2-4

【表2-3】産業別従業者数

区 分	従業者数	割 合
農林漁業	0人	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	25人	3.13%
建設業	138人	17.27%
製造業	269人	33.67%
運輸業、郵便業	22人	2.75%
卸売業、小売業	110人	13.77%
宿泊業、飲食サービス業	5人	0.63%
医療、福祉	115人	14.39%
その他	115人	14.39%
計	799人	100.00%

【表2-4】

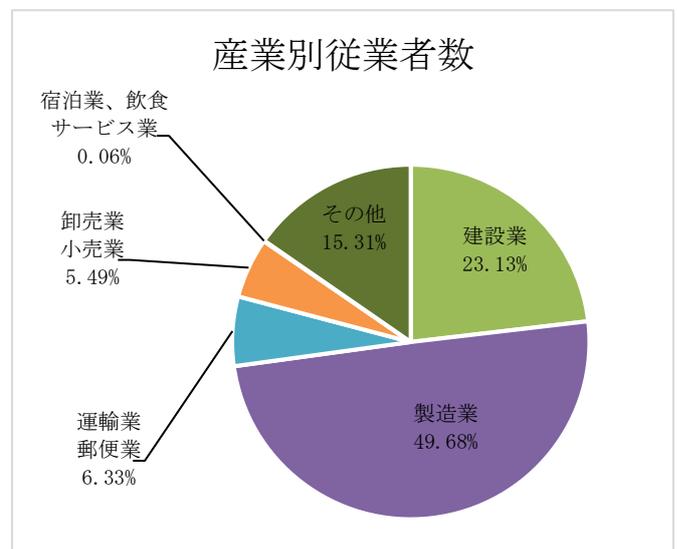


産業別の付加価値額で見ると、製造業の生み出す付加価値額が町全体の約半分(49.68%)を占め、建設業(23.13%)と合わせると、この2業種で町全体の7割以上を超えることになる(RESAS)。表3-1、3-2

【表3-1】上砂川町の産業別付加価値額・割合

区 分	付加価値額 (百万円)	割合
農林漁業	-	0.00%
鉱業、採石業、砂利採取業	-	0.00%
建設業	358	23.13%
製造業	769	49.68%
運輸業、郵便業	98	6.33%
卸売業、小売業	85	5.49%
宿泊業、飲食サービス業	1	0.06%
医療、福祉	-	0.00%
その他	237	15.31%
合 計	1,548	100.00%

【表3-2】



上砂川町において製造業の従業者数が多く付加価値額が高いのは、日本国内のおおよそ半分のシェアを持つ医療機関等の臨床検査で使用する顕微鏡用カバーガラスを製造するマイクロガラス㈱や様々な産業分野で使用されるデバイスを開発する㈱京都セミコンダクターなど優良な製造業が町内に立地していることによる。

② 事業所数の減少

上砂川町においては、基幹産業であった炭鉱の閉山後、それに代わる産業を創出すべく企業誘致活動を積極的に展開した結果、最大で31社の企業を誘致したが、不況等の影響により倒産、廃業が相次ぎ現在では7社のみが操業している。また、町内商工業者などすべ

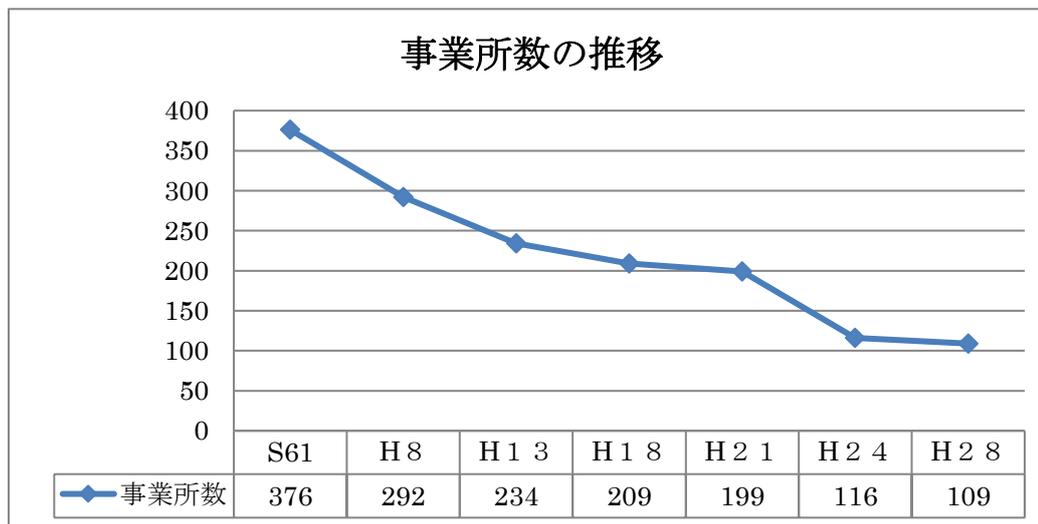
ての事業所が減少傾向にあり、炭鉱が閉山する昭和 61 年と現在を比べると 71.01%の事業所が減少している（S61：376 事業所→H28：109 事業所）。

（事業所企業統計調査、経済センサス）。表 4-1、4-2

【表 4-1】上砂川町事業所の推移

区 分	S61	H8	H13	H18	H21	H24	H28	S61 と H28 の比較
第 1 次産業	2	1	3	2	2	1	0	△200.00%
農業	0	1	3	2	2	1	0	0.00%
林業	2	0	0	0	0	0	0	△200.00%
水産業	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
第 2 次産業	57	60	50	39	26	25	26	△54.39%
鉱業	9	2	1	1	1	0	1	△88.89%
建設業	32	27	27	23	17	17	16	△50.00%
製造業	16	31	22	15	8	8	9	△43.75%
第 3 次産業	317	231	181	168	171	90	83	△73.82%
卸売・小売業	172	108	76	55	55	38	31	△81.98%
金融・保険業	6	5	4	4	3	3	3	△50.00%
不動産業	0	1	3	7	3	2	1	100.00%
運輸通信業	18	15	9	8	5	5	4	△77.78%
その他	121	102	89	94	105	42	44	△63.64%
総 数	376	292	234	209	199	116	109	△71.01%

【表 4-2】



③ 労働生産性

町内の中小企業は、保有する設備の老朽化が進んでいることや、人材不足などから労働生産性の全国平均である 5,449 百万円を大幅に下回る状況となっている。

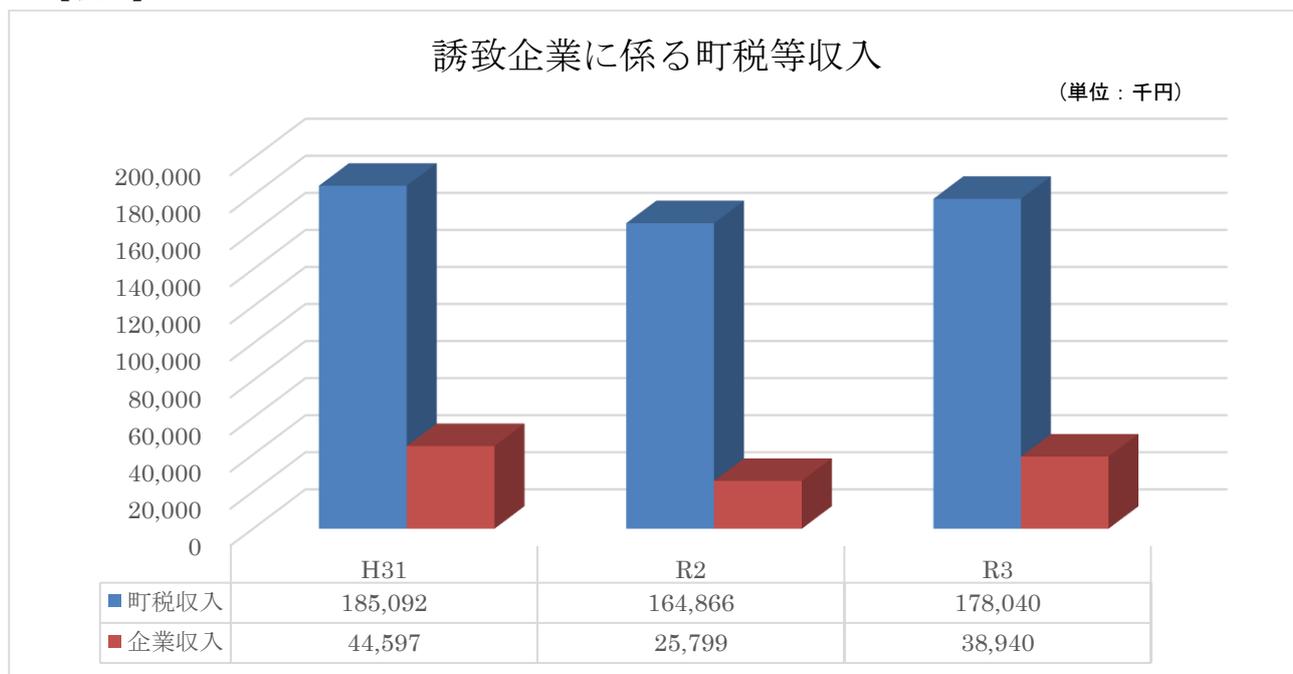
（RE S A S 全国平均 5,449 百万円 全道平均 4,176 百万円 町平均 2,972 百万円）

④ 誘致企業に係る町税等収入

町内の事業所及び誘致企業は減少傾向にあるものの、町内で製造業を中心に操業する誘致企業 7 社は、町税等の自主財源が乏しい本町の財政運営に大きく貢献しており、令和 3 年度町税等収入 178,040 千円に対し、21.9%に相当する 38,940 千円の納税がある。

中でも優良企業 2 社は 19.7%の 35,092 千円を納税していることから、町内誘致企業の経営如何によっては、地域経済に大きな打撃を及ぼすことが想定され、生産性向上につながる支援を強力に推進する必要がある。(上砂川町住民課調べ) 表 5

【表 5】



⑤ 上砂川町内の産業における課題

町内の中小企業については、人口減少と高齢化の影響で人材確保など課題が多く、上記記載のとおり労働生産性が全国平均と比べ、約半分という異常事態を招いていることから、様々な対策により付加価値を高め、売上総利益の向上につなげる対策が喫緊の課題である。

そのような中であっても、医療機関等の臨床検査で使用する顕微鏡用カバーガラスを製造するマイクログラス㈱は、日本国内のみならず、アメリカや韓国、シンガポールなど海外からの需要が多くあることから、人材不足を解消し増産体制を図るため、一部製造ラインに産業用ロボットを導入し、類似企業との差別化を図りつつ、さらなる高品質の製品を生産する予定であることから、官民一体となった支援を行う必要がある。

(2) 目標

町内中小企業の労働生産性を高めるには、現在の従業員を維持しつつ、人員が不足する製造ラインには産業用ロボットや各種オートメーション化を図るため、町独自の助成制度や税制の優遇措置により企業の設備投資を支援する。

さらに将来を見据えた人材育成・確保を図り、労働生産性の維持と付加価値をさらに高め、働く者、働こうとする者が魅力を感じる職場づくりを創出し、地域経済の発展を推進する。

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、固定資産税の減免措置や金融支援等の支援措置を活用することで、事業者自身の労働生産性の飛

躍的な向上を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に2件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

上砂川町の産業構造については、付加価値額において製造業及び建設業で7割以上を占めるが、幅広い業種において生産性の向上を図り、地域経済の活性化を目指す必要があることから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

上砂川町の土地利用形態については、町内の東部に本町工業団地、駒が台工業団地及び中町工業団地の3工業団地に製造業及び建設業が操業しており、町の中心市街地には小売業やサービス業が営まれていることから、上砂川町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

上砂川町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言えないことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月7日～令和7年6月6日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。